

岡山県高梁市立宇治高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月 策定
令和5年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校には、学校に継続的に登校しにくい生徒や、多様な特性をもった生徒が在籍している。自分の言葉で自分の気持ちを表現したり、相手の気持ちを汲み取ったりすることを苦手とする生徒もいるため、自分の意図とは違う形で相手に伝わり、仲違いが生じることがある。
- ・人権意識を高揚し、周囲の人への思いやりの精神を養い、他者を認めるなどの社会的スキルを身につけさせることが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめ対策委員会」(=人権教育委員会)を中心に人権教育年間計画を企画・運営していじめを未然に防止し、いじめが発生した時には関係者が協議して速やかに対応する。
 - ・生徒情報交換会などを利用して常に生徒に関する細かな情報を全職員で共有する。また、日頃から連絡ノートなどによって保護者との連携を密にしておく。
- <重点となる取組>**
- ・生徒の特性や生活実態を細やかに把握し、教科指導や生活指導にあたる。
 - ・生徒会活動や学校行事などで生徒の自主的活動の充実を図り、お互いに思いやりをもって協力し合う体制づくりを行う。
 - ・キャリアスキルやソーシャルスキル、総合的な探究の時間などを利用して基礎学力の充実を図り、生徒の進路実現を図っていく。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>**
- ・保護者と毎日連絡ノートを交換することによって意思の疎通を図る。
 - ・生徒課通信およびクラス通信を発行し、学校やクラスの様子を伝える。
 - ・1年生の家庭訪問を実施する。
 - ・PTA総会でいじめや暴力を絶対に許さないことを伝える。
 - ・文化祭への保護者の参加を求め、保護者と連携を強める。
 - ・毎月、授業参観日を設定するとともに、希望者はいつでも授業を参観できる体制をつくる。
- (地域との連携)
- ・地域ふれあいデーを設定し、地域の方々と生徒がふれあう機会を増やす。
 - ・地域清掃活動として、公共トイレの清掃を毎月実施する。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>**
- ・人権教育年間計画や人権教育LHRの企画・運営
 - ・いじめが発生した時の対応(生徒課とタイアップ)
- <対策委員会の開催時期>**
- ・各学期はじめ
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>**
- ・職員会議で全職員に通知。緊急時には臨時職員会議を開く
- <構成メンバー>**
- ・校外
宇治公民館長
 - ・校内
校長・教頭・人権教育係・生徒課長・特別支援コーディネーター・各学年1名

全教職員

関係機関等との連携

- <連携機関名>**
岡山県教育委員会、高梁市教育委員会
- <連携の内容>**
- ・ネットパトロールによる監視
 - ・生徒および保護者支援のための人員派遣
- <学校側の窓口>**
- ・教頭
- <連携機関名>**
高梁警察署
- <連携の内容>**
- ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>**
- ・生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
い
じ
め
の
防
止

- (居場所づくり)
- ・キャリアスキルやソーシャルスキルなどの学校設定科目を中心とする授業や宇治地域学習などに取り組む総合的な探究の時間、文化祭などの学校行事、HR活動など学校生活のあらゆる面で生徒一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感や有用感、充実感が得られる学校づくりを進める。
- (生徒会活動)
- ・文化祭や運動会などの学校行事を全校生徒縦割り準備に取り組み、生徒間の交流を図ってお互いが協力すること、尊重することの大切さを学ぶ。
- (人権教育)
- ・HRや集会の時にいじめや暴力を絶対に許さないことを徹底する。
 - ・年間1回は人権教育講演会を実施し、生徒、教職員、保護者の人権意識の向上をはかる。
- (教員研修)
- ・テーマをきめて、各教科担当で授業研究に取り組み、毎年全員が校内で研究授業を実施し、生徒が興味関心を持つ効果的なわかりやすい授業の工夫を行う。
 - ・発達障害などのことをより理解するために、全教職員が外部の研修会に参加したり、諸施設(吉備リハ、岡山障害者職業支援センターなど)を訪問したりする。
- (情報モラル教育)
- ・SNS、LINE等によるいじめを未然に防止するために、情報モラルに関する学習を1年の教科「情報」で行うとともに、生徒課による指導を月に1回程度実施し、保護者あての文書を配布するなど啓発活動を計画的に実施する。

②
早
期
発
見

- (実態把握)
- ・「いじめに関するアンケート」を毎月実施し、いじめの早期発見につとめる。
 - ・毎学期のはじめに面接週間を設け、生徒の学校生活や家庭生活の実態把握につとめる。
- (相談体制の確立)
- ・担任や保健室などいつでも生徒の悩み相談に応じる体制を確立する。全校の生徒数が少ないため、あらゆる教育活動で全教職員が生徒と接触する機会がきわめて多くあるので、生徒のわずかな変化も見逃さず、職員室等での情報の共有化を密にすることができる。
- (情報の共有)
- ・生徒課ミーティングや職員会議での生徒情報交換で気になる生徒の情報を伝え、それを共有し、その生徒に対する対応を協議する。また、職員朝礼でも気になる生徒の情報を速やかに伝える。
- (家庭との連携)
- ・毎日全生徒の保護者に対して「連絡ノート」と呼ばれるプリントを配布し、担任と保護者の意思の疎通を図る。
 - ・保護者と教職員とは常日頃から連絡を密にし、生徒に関する情報の共有を図る。

③
い
じ
め
へ
の
対
処

- (いじめの有無の確認)
- ・いじめが生じた可能性のある時には、担任や生徒課の教員などが情報の収集を行い、いじめの事実有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめ対策委員会と生徒課のタイアップのもとにいじめ解決に組織的に対応する。
- (いじめられた生徒への支援)
- ・いじめの事実が確認された時には、被害を受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を密にしながら配慮し支援する。
- (いじめた生徒への指導)
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。